

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、C所在のD（以下「事業場」という。）において調理作業を行っていた。
- 2 請求人によると、大きな調理用の鍋や調理品の運搬車への上げ下げ、野菜や肉などの調理作業、食器への盛り付け、食器の洗浄、調理用具の洗浄、収納などの重量物の移動作業や調理時の中腰姿勢の積み重ねが原因で腰部に負担がかかったという。請求人は、○年○月○日に、E医療機関に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件疾病及び請求人に発症した腰痛は、事業場における作業が原因であると主張している。
- (2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても妥当なものとする。
- (3) 請求人は、災害性の腰痛である旨主張しているため、これについて検討するに、請求人は、症状の出現状況について、○年○月○日頃に腰部に違和感を感じ、○月○日の帰宅時、電車に乗った直後に痛みが生じ、○駅のベンチでしばらく休息した後に帰宅し、自宅で横になっているときに激しい痛みが変わったと述べていること、○年○月○日当審査会受付の「再審査請求の理由」と題する書面において、救急車を呼ばなかったということについて「アクシデントの発生はありません。」と述べており、業務中に腰痛が発生したという具体的な災害の事実は確認できないことから、請求人の主張は採用することができない。
- (4) 次に、非災害性の腰痛について、請求人は、○年○月○日に、会社に入社後、調理作業に従事し、○年○月○日に腰痛を発症しているものであるから、請求人が主張する腰部に負担のかかる作業に従事していた期間は約○年○か月間であり、認定基準における比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛について検討すると、決定書に説示するとおり、①おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、②腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務、③長時間にわたって腰部の

伸展を行うことができない同一作業姿勢を維持して行う業務及び④腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務のいずれにも該当しない。

(5) さらに、本件疾病の発症原因についての医学的意見をみると、以下のとおりである。

ア F医師は○年○月○日付け意見書において、また、G医師は○年○月○日付け意見書において、業務との関連についての意見を述べているものの、同意見は、その可能性について示唆したものにとどまると考えられる。

イ 一方、H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「MR I画像上は、退行性変性が主体をなしていると認められる」との医学的判断を示すとともに、要旨、「請求人の業務内容や作業姿勢の負荷では、腰椎椎間板ヘルニアが発症することは医学上考えにくい」と述べ、業務との因果関係を否定している。

(6) 当審査会としても、請求人の業務は認定基準の要件を満たしておらず、H医師の見解は、請求人の業務内容等を踏まえたものと考えられ、妥当と認めることから、請求人に発症した腰痛は業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

(7) なお、請求人は、「職場における腰痛予防対策指針」に準拠した腰痛予防対策が事業場において実施されていなかったために本件疾病や腰痛が発症したので業務上と認めるべきと主張するが、請求人の本件疾病が業務上の疾病に該当するか否かについては、上記(2)の判断基準に照らして判断すべきものであることから、請求人の主張は採用することができない。

(8) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。